

仮設材償却率

1 仮設材（仮排水路）の損料率の取扱い

仮排水路に用いる仮設材の選定については、現場条件（加重条件等）によるとともに、可能な管材による経済比較により決定するものであるが、仮設材（仮排水路）の損料率については、当面の間、下記によるものとする。

- 1) 鋼製品（コルゲートパイプ等）については、土木工事標準積算基準書第5章仮設工における「鋼材」を準用する。
- 2) コンクリート製品（ヒューム管等）は、50%とする。
- 3) 合成樹脂管、ホースは、下表とする。
- 4) 現場条件等により、工事完了後も現場に存置、または他工事において再使用する見込みのある場合は、購入（官持ち）とする。

表. 合成樹脂管、ホースの損料率

| | 設置期間別1現場当たり損料率（%） | | | | | |
|-----------|-------------------|-------|-------|------|------|------|
| | 1か月未満 | 3か月未満 | 6ヶ月未満 | 1年未満 | 2年未満 | 3年未満 |
| 合成樹脂管、ホース | 30 | 45 | 55 | 65 | 75 | 85 |

※合成樹脂管、ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管、塩化ビニルホース、高密度ポリエチレン管を対象とする。